

「ハートフルしまね」(島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度)要綱

平成21年3月23日

土木部道路維持課長

河川課長

港湾空港課長

砂防課長

都市計画課長

農林水産部農村整備課長

農地整備課長

森林整備課長

漁港漁場整備課長

(目的)

第1条 「ハートフルしまね」(島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度)(以下「ハートフルしまね」という。)は、地域の人々が道路、河川、海岸、公園などの公共土木施設を大切に利用する心を育てるとともに、島根県民いきいき活動促進条例(平成17年島根県条例第37号)第7条に基づき、愛護団体が行うボランティア活動のさらなる活性化を図ることを目的とする。

(対象活動)

第2条 「ハートフルしまね」の対象となる活動は、島根県土木部、農林水産部が管理する道路、河川、海岸、港湾施設、空港施設、砂防施設、公園、治山海岸施設、漁港施設において、別に定める「『ハートフルしまね』(島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度)活動団体認定要領」による認定を受けた団体により行われる美化活動及び草刈活動とする。

(傷害保険等)

第3条 活動時に団体の構成員が負傷した場合等の万一の事故に備え、「『ハートフルしまね』傷害保険制度要領」に定める傷害及び賠償責任保険に加入することにより、安心して活動に取り組めるよう措置するものとする。

(交付金)

第4条 活動における必要経費に対する助成として、次に掲げる要綱に基づき交付金を交付するものとする。

(1) 道路、臨港道路

「道路美化事業・沿道草刈事業交付金交付要綱」による。

(2) 河川、海岸、港湾緑地、砂防施設、治山海岸施設、漁港施設

「河川等美化事業・草刈事業交付金交付要綱」による。

(表彰)

第5条 活動において特に功績のあった団体については、「『みんなで守り育てるしまねの道と川の愛護活動』表彰実施要領」により表彰するものとする。

(その他)

第6条 第3条から前条までに定めるもののほか、啓発活動、情報提供及びその他愛護団体が参加しやすい環境の整備等を行うものとする。

(附 則)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。